平成２７年（フ）第４１８号
愛知県豊田市広川町11丁目46番地１　スプレンダービレッジ２Ａ号、前住所愛知県岩倉市鈴井町西新溝廻間54番地４
債務者　友田志麻子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
埼玉県桶川市大字下日出谷133番地の５　シャルマン133―105号
債務者　安江　　昭
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
埼玉県川口市芝高木１丁目２番23号　ストラットフォード203号
債務者　堀　　雄司
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５０１４号
大阪市北区天満４丁目10番17号滝川パークハイツ301号室
債務者　池本　隆之
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１１７号
大阪市都島区中野町２丁目10番１号メゾン・ド・モデラード３ＦＢ号
債務者　髙橋　　晋（旧姓瀬良田）
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１９６号
大阪府八尾市田井中３丁目19番地
債務者　岩下　清人
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１９９号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目１番４号　Ａｂｂｉｅ　Ｃｏｕｒｔ102号、前住所大阪市大正区泉尾３丁目23番23号
債務者　淺田健太郎
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２７６号
大阪府茨木市郡３丁目27番22号　クレサンテール　405号
債務者　藤岡　修司
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３４５号
大阪府東大阪市河内町５番７号瓢箪山第２大発マンション　601号
債務者　田中　宏和
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０号
大阪府枚方市宮之阪３丁目14番43号
債務者　吉田啓太郎
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３６号
大阪市港区港晴２丁目４番25号　大阪市立港晴寮
債務者　河野　栄作
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６３号
大阪府八尾市福万寺町３丁目103番地
債務者　樋口　　円
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９０号
大阪府交野市星田５丁目29番８―306号
債務者　黒田　真司
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０３号
大阪市北区本庄東１丁目11番２号
債務者　松岡　寿実
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３４号
大阪市旭区高殿１丁目７番25号
債務者　小髙　信竹
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５９２号
大阪市平野区平野西６丁目６番15―601号
債務者　古里　成年
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６０６号
大阪市淀川区西中島７丁目11番10号　第４岡部ビル　302号
債務者　ＫＵＤＯ’ｓ　ｏｆｆｉｃｅ　ゆに～く堂こと　工藤　恭造
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部